

**事業承継に有効
～種類株式の活用～**

新会社法の 株式関係の主な論点

既に定款自治について解説した#1でも述べたとおり、
新会社法は、企業統治のあり方を柔軟なものとしているので、
当然、株式の扱いに関しても、各種の手続きや設計のあり方が新設されることとなった。

新会社法における株式関係の主な論点...

● 種類株式の設定

「優先株・劣後株」・「議決権制限株式」・「譲渡制限株式」・「取得請求権付株式」・

「取得条項付株式」・「全部取得条項付株式」・「拒否権付株式」・

「取締役・監査役選任権付株式」・「人的種類株式」

● 譲渡制限の決議方法

● 株式の売渡請求

● 「自己の株式」の取得

● 新株の発行

種類株式の基礎

本来、株主は平等に扱われ、その利益は守られなくてはならない。
特に強調されるのは「株主平等の原則」である。

しかし、種類株式の設定は、この原則に多数の例外を設ける結果となっている。

新会社法109条にみる株主平等の原則

「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない」

新会社法105条にみる株主の権利

【第105条第1項】

株主は、その有する株式につき次に掲げる権利
その他この法律の規定により認められた権利
を有する。

- 一 剰余金の配当を受ける権利
- 二 残余財産の分配を受ける権利
- 三 株主総会における議決権

【第105条第2項】

株主に前項第一号
及び第二号に掲げる
権利の全部を与えないための
定款の定めは、
その効力を有しない。

種類株式の実際

9種類の種類株式... 以下の幾つかを組み合わせることも可能

★ 優先株・劣後株

利益配当や解散時の残余財産の分配について、普通株に優先・劣後する株式

★ 議決権制限株式

株主総会での議決権行使が(全部または一定案件について)制限されている株式

※非公開会社では、1株のみを残して他の株式からすべての議決権を奪うことも可能。

★ 譲渡制限株式

株式の譲渡や贈与などによる取得について会社の承認が要求される株式

新会社法では、一部の株式のみに適用することも可能となった。

※新会社法では、1株でも譲渡制限がない株式を発行している会社を「公開会社」と定義。

★ 取得請求権付株式

株主の権利として会社に株式を買い取るよう請求できる株式

★ 取得条項付株式

一定の事由が生じた場合に、株主の同意なく一方的に会社が買い取ることができる株式

★ 全部取得条項付株式

株主総会の特別決議により、会社がこの種類株式を全部買い取れる株式

※他の種類株式の存在が必須。

★ 拒否権付株式(通称「黄金株」)

株主総会の一定の事項について、決議事項について拒否権を持つ株式

※当該種類株式を持つ株主による種類株主総会の決議が必要となる。

★ 取締役・監査役選任件付株式

当該種類株主総会の決議だけで取締役・監査役を選・解任できる株式

★ 人的種類株式

株主ごとに配当・残余財産分配・議決権について異なる定めをした株式

※複数議決権株式(通称「比重株」・「VIP株」)もこの一種。

種類株式の想定される活用方法

息子を社長にしても、まだ安心できない父親(会長)の種類株活用

- 父親の所有する株式(全体の一部、1株でも可)を黄金株として、残りの株を息子に譲る。その黄金株の拒否権の対象には、父親が懸念する経営事項を設定する。また、一定期間後消滅するように設計(取得条項付株式)する。さらに、後継者以外の相続人がいる場合には、父親が死亡した際にも黄金株が消滅するように設計する。

財産が殆ど株式である社長の二人の息子への相続対策

- 会社を継ぐ長男と経営に関わる気のない次男がいる社長。財産の殆どが自社株となっているので、相続させると、株式が次男にも渡ってしまい紛争の種になる。そこで、株式は兄弟均等に相続させるものの、次男には無議決権株式を渡す代わりに、その株に配当優先権を与えて、利益性を高める。さらに、次男の株の譲渡先を長男のみに限定しておく。これにより、次男の譲渡や次男からの相続による株の拡散が未然に回避できる。

夫婦二人で出資しあって会社を設立した社長(夫)の危機管理

- 持っている株は夫婦二人で折半状態。そこで、社長の株の議決権を二倍に設定しておく。さらに、株主総会の定足数を、普通決議ではなくし、特別決議でも最低の3分の1まで引き下げる。これにより、通常が社長が単独で決議でき、社長に何かあった場合には、妻が単独で決議できる状態になる。
また、社長は、妻が先立った場合は、その株を全部一旦自分に引き取り、その後、1株を信用できる知己に託しておこうと考えている。この1株には、「代表取締役がその業務を執行できないことが客観的に認められる状態になった場合」などの条件をつけて、議決権が激増するような設定をしておく。これにより、経営者のピンチヒッターを設定しおける。

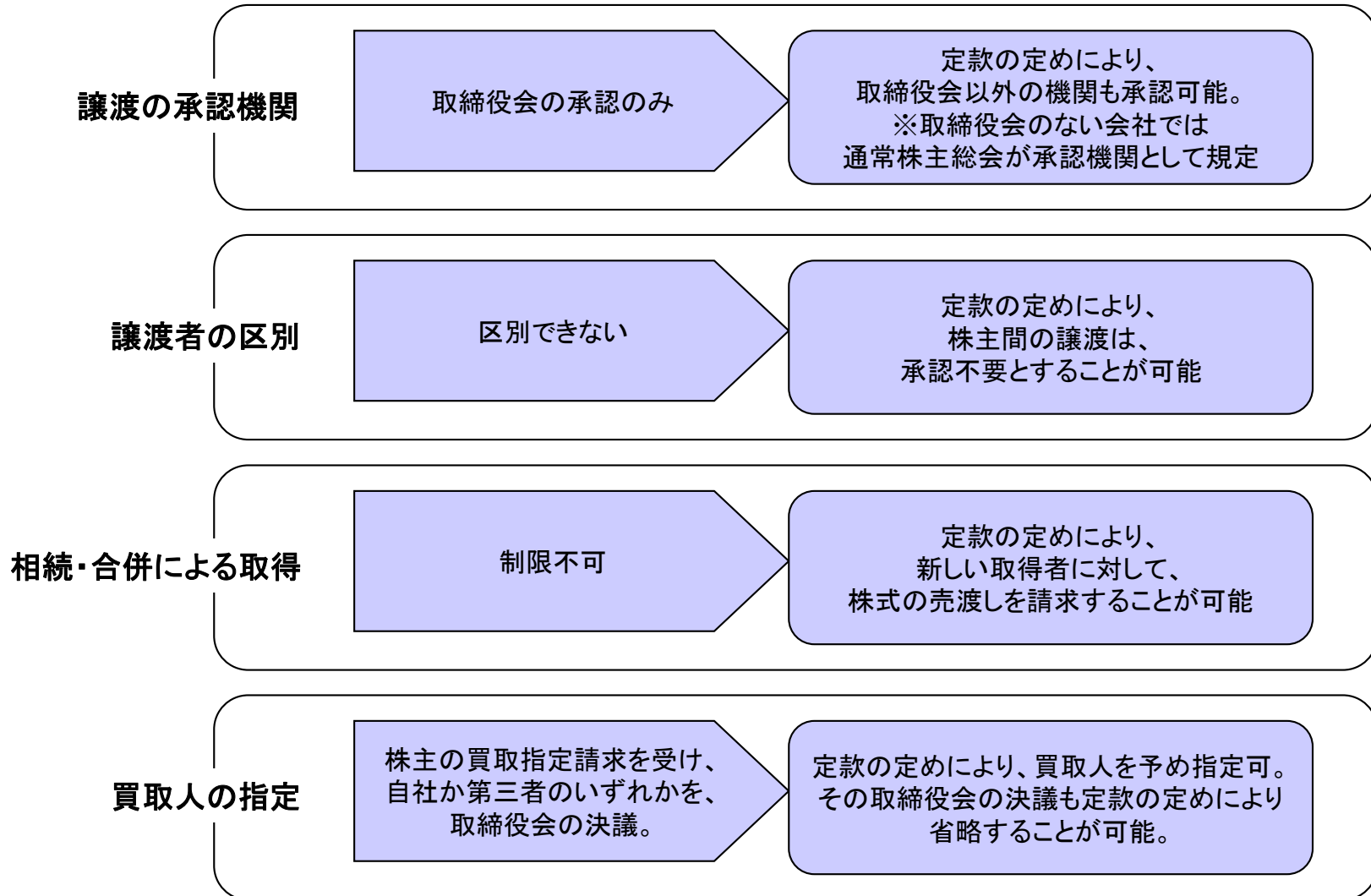
【参考】

「比重株」: 正式名称は「属物的複数議決権株式」。特定の株に複数の議決権があると規定し、その株の株主が交代すると、その複数議決権も一緒に移動するもの。

「VIP株」: 正式名称は「属人的複数議決権株式」。特定の株主(例えば個人、または代表取締役にある者など)が所有する株式には、その種類に寄らず複数の議決権があると規定し、その人物が手放せば、議決権は通常の戻りもの。

株式の譲渡制限の概要

株式の譲渡制限に関しては、旧法の状態に比べ、かなり柔軟な運用が可能になっているが、それらは基本的に定款に定めることにより発効するもので、ここでも定款自治が物言う形となっている。



「自己の株式」の取得

「自己の株式」の取得は、会社財産を取り崩して株主に払い、経営基盤を弱めるものとして、原則禁止であったが、株価対策や企業防衛、組織再編などの経済的要請から、財源規制や定時株主総会決議を要するなどの条件付で、許されることとなった。(平成13年「金庫株解禁」)

新会社法における「自己の株式」取得方法の機動化

- ① 臨時株主総会で決議可能
※事実上、いつでも決議が可能になった
- ② 買受のみならず、有償取得であれば可
- ③ 特別決議ではなく、普通決議で可
- ④ 取得期間は最大1年間

新会社法における「自己の株式」取得方法の選択肢

- ① 市場取引・公開買付
- ② 特定株主からの取得
- ③ 全ての株主からの申込受付による取得

新設

「自己の株式」の取得の具体的手続き

株主総会の普通決議

- ① 取得する株式数
※種類株式の場合は種類ごと
- ② 支払い金銭等の内容と総額
- ③ 株式取得期間

取締役会の決議（取締役会無設置会社では取締役の決定）

- ① 取得する株式数
※種類株式の場合は種類ごと
- ② 1株ごとの支払い金銭等の内容と数やその算定方法
- ③ 支払い金銭等の総額
- ④ 株式の譲渡しの申込期日

【本来の用語定義】

自己株式： 既に会社が保有している自社株を指す言葉 / 自己の株式： まだ他社(他者)が保有している自社が発行した株を指す言葉

株式譲渡制限の実際

【譲渡による株式取得者に対する対応】

- ① 定款において、譲渡承認機関を決めておく。
- ② 譲渡が発生すると、名義書換請求が為される。
- ③ 会社は承認を拒むことができる。この場合、会社は自ら株を買取るか、買取人を指定しなくてはならない。

※定款に、

「一定の場合(代表取締役に対する譲渡など)には承認が為されたものと見なすこと」や

「株主間の譲渡には承認を必要としないこと」や

「買取人を予め決めておくこと」など...

を定めておくことが可能。

【相続・合併などの一般承継による株式取得者に対する対応】

- ① 定款において、一般承継による株式取得者に対して株式の売渡請求ができる旨を定めておく。
- ② 売渡請求をしようと決めると、株主総会の決議で株式の数と取得者の氏名(または名称)を定める。
※この際、当該株式取得者はこの決議に(他の株主全員が議決権を持たない場合を除き)議決権を行使できない。
※また、他の株主も、「自己の株式」の取得の際のように、自分を「特定の株主」に加えるよう求めることはできない。
- ③ 上述の手続きを経て、一般承継の事実を知った日から一年以内に売渡請求を行なう。
※この場合の価格は会社と株主の協議によって決定する。
- ④ 協議不成立の場合は、売渡請求の日から20日以内に裁判所に対して売買価格決定の申し立てが可能。
※この申し立てがなく、協議も行なわれていない場合は、売渡請求は無効と見なされる。